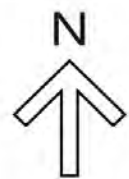


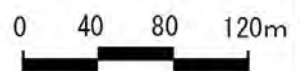


凡例

- 計画地
- 地上部緑化
- 区界
- 屋上緑化

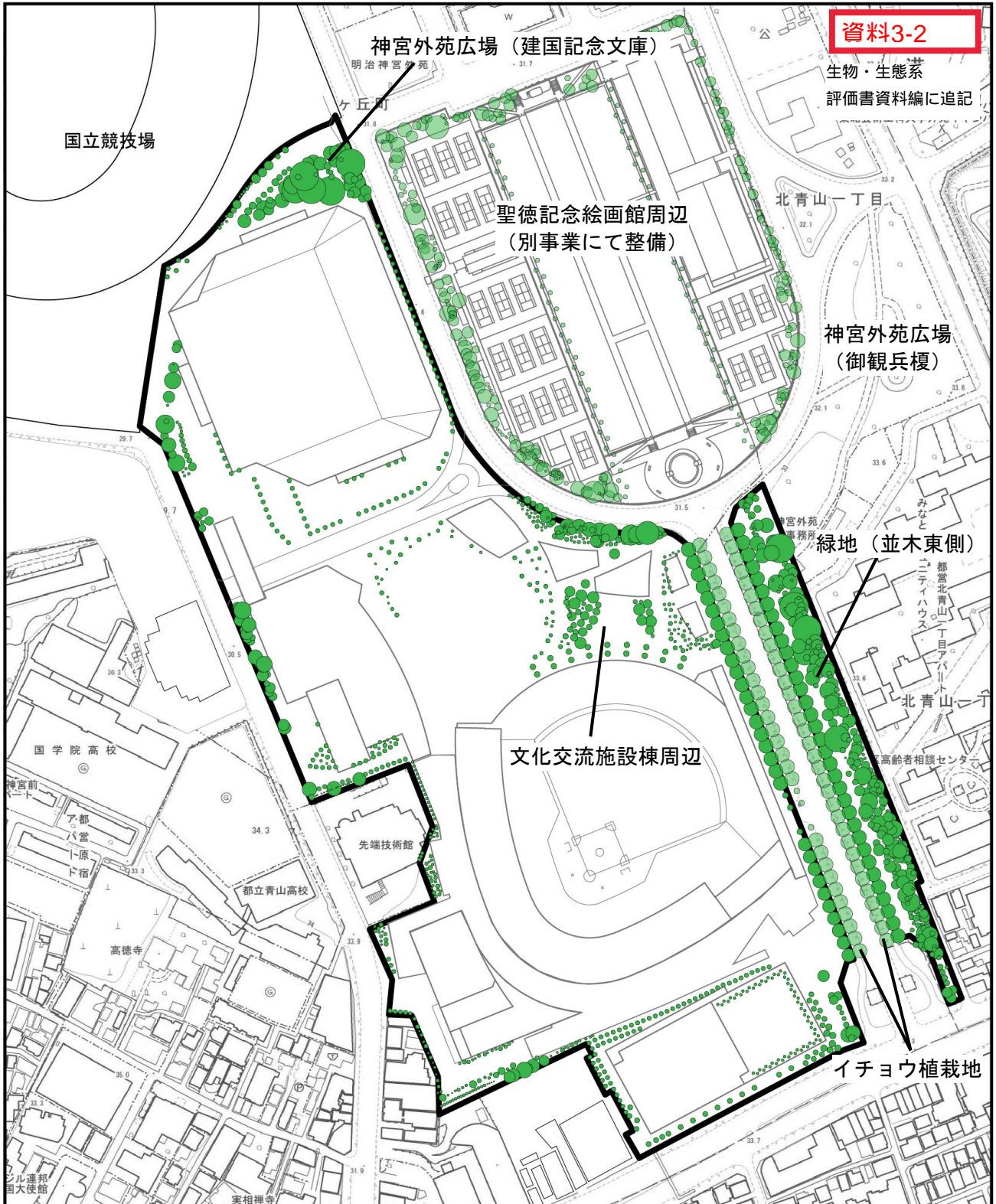


S = 1 / 4,000



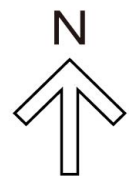
注1) 評価書案 p. 27 「図 6. 2-8 緑化計画図」をもとに作成した。
注2) 計画については今後変更の可能性がある。

図 2. 4-2 緑化計画図



凡例

- 計画地
- 樹木



S = 1 / 4,000



注1) 計画については今後変更の可能性がある。
 注2) 聖徳記念絵画館周辺の開発については別事業である。

図2.4-3(2) 樹木の分布状況(建設後)



図 2.4-7(1) 中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場 (イメージ)

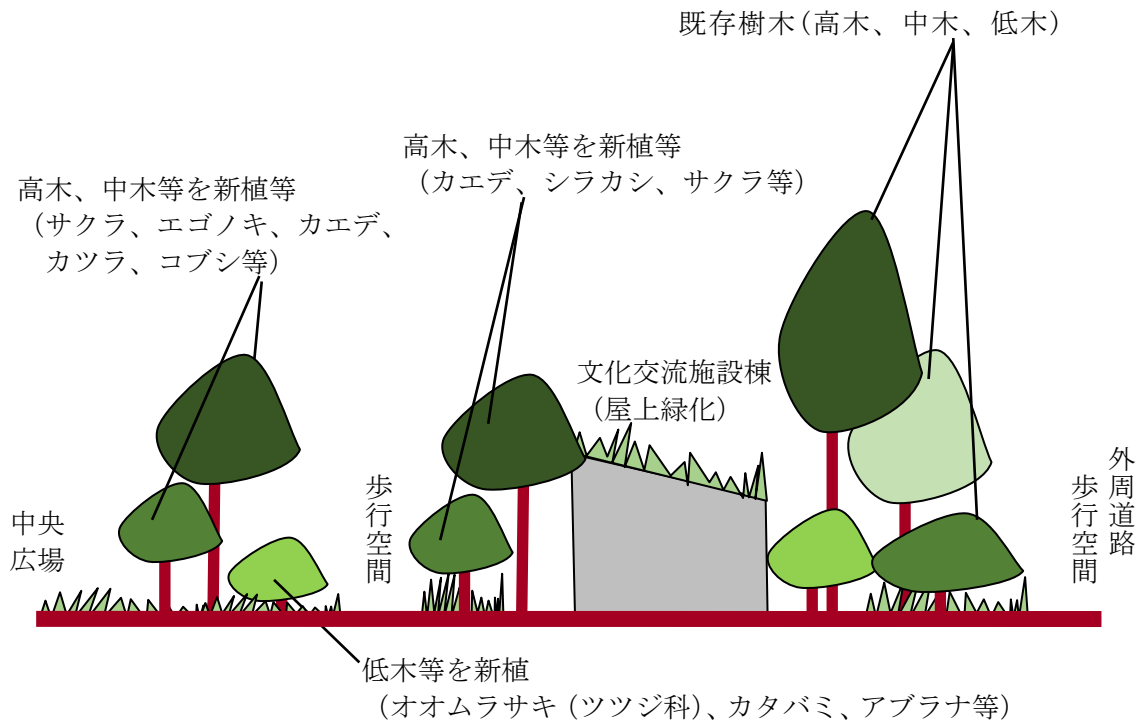
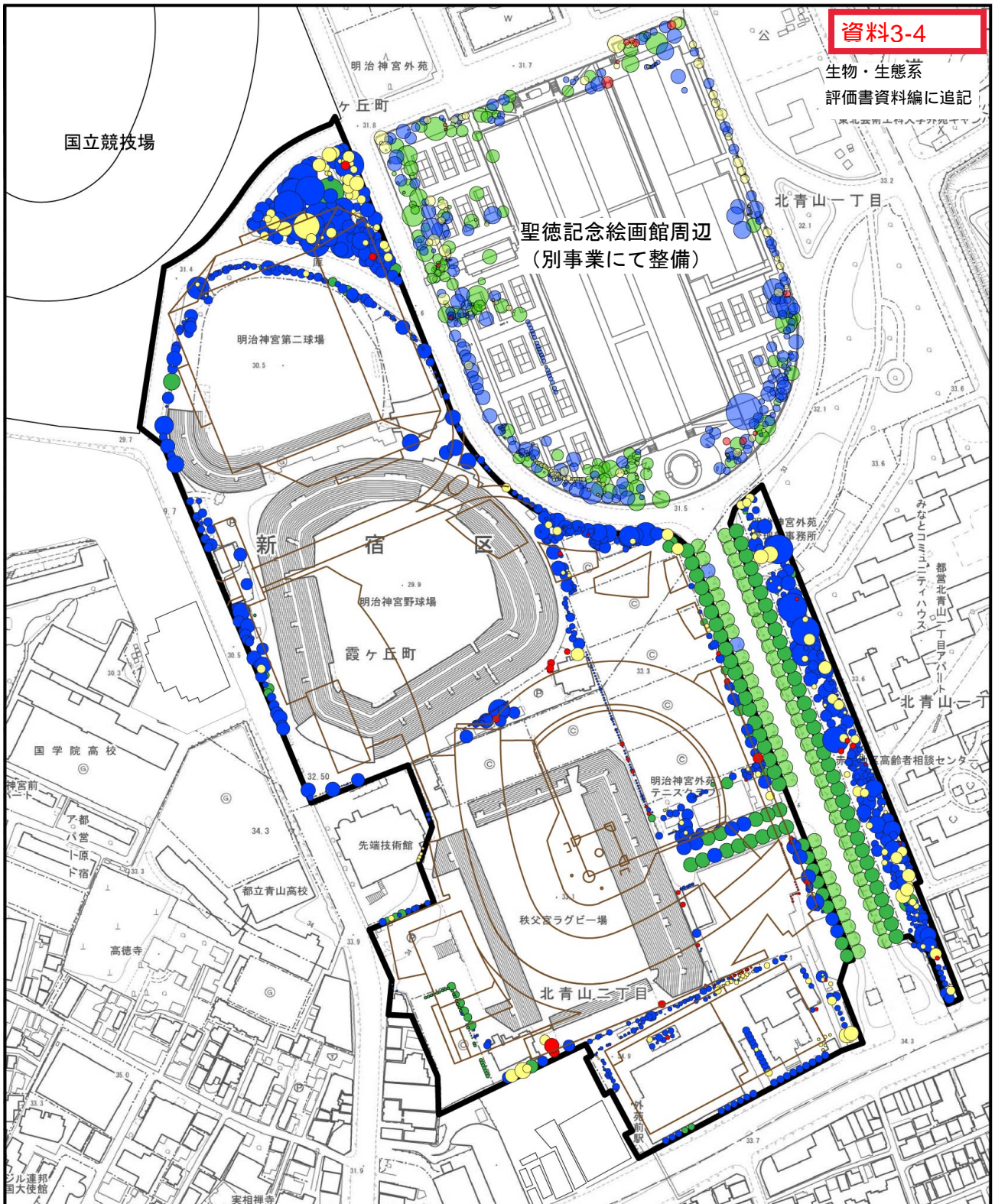


図 2.4-7(2) 中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場 (イメージ)



凡例



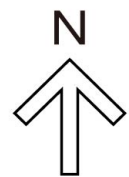
計画地

● 活力度A

● 活力度B

● 活力度C

● 活力度D

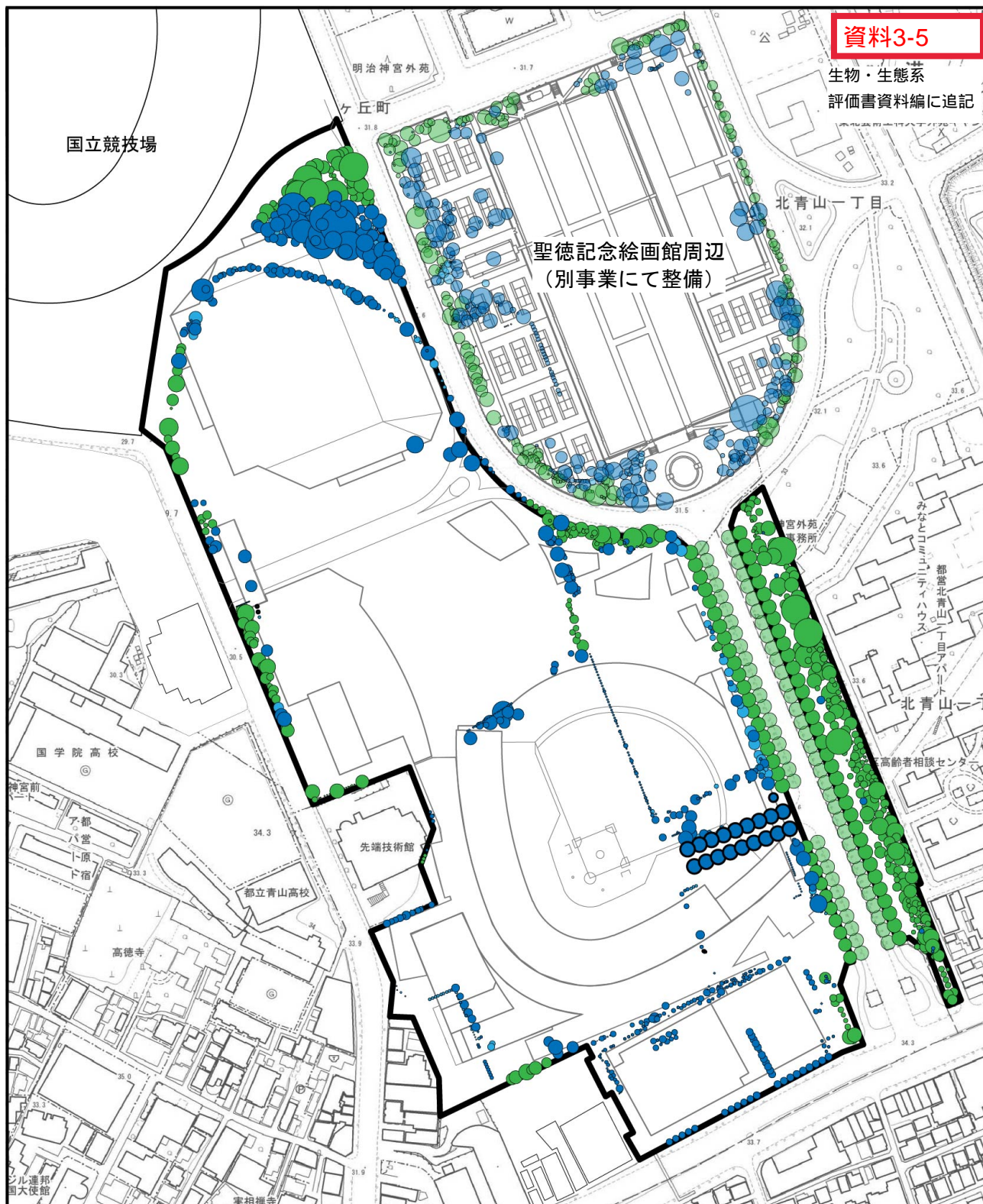


S = 1 / 4,000



- 注1) 茶色の線は計画建築物等の概形線を示す。
- 注2) 計画については今後変更の可能性がある。
- 注3) 絵画館前広場については環境影響評価の対象外であり、樹木は薄い色で示している。
- 注4) 聖徳記念絵画館周辺の開発については別事業である。

図2.4-4 樹木の分布状況(活力度別)



凡例

- 計画地
- 保存樹木
- 移植樹木
- 伐採樹木



S = 1 / 4,000



- 注1) 計画については今後変更の可能性がある。
- 注2) 評価書本編で示す存置、移植、伐採数とは異なる。
- 注3) 太線の丸で示す樹木は移植を検討している樹木である。
- 注4) 絵画館前広場については環境影響評価の対象外であり、樹木は薄い色で示している。
- 注5) 聖徳記念絵画館周辺の開発については別事業である。

図2.4-5 保存、移植、伐採樹木の分布状況

は表 8.6-29 に、その考え方に基づき算定した本数は表 8.6-30 に示すとおりである。なお、建設前後の樹木の分布状況は、資料編 p.202～205 に示した。

また、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちよう並木については、図 8.6-4 (p.320 参照) に示すとおり、全てを保存する計画である。

一方、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチョウについては、建築計画と重なるため存置することはできない。これらの樹木は、活力度 A、活力度 B であるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されており、移植は難しいと考えられる。しかしながら、今後詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。

イチョウ以外の既存樹木についても、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。

以上を踏まえ、既存樹木を可能な限り存置・移植により活用するとともに、計画地中央部に開放的な広場空間を整備し、歩行者動線とも連携し、高木や芝生を配置する緑化を行う計画としている (図 8.6-4 及び資料編 p.201 参照)。なお、既存樹木を伐採する場合は、「東京都風致地区条例」に基づき伐採と同等の本数を新規に植栽する計画である。

事業の実施にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存 (移植) 樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存するいちよう並木の西側 1 列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により施工者等と調整し、いちよう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、植付に適した時期に留意するとともに、事前に適切な時期に必要な応じて根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

したがって、既存樹木について、一定程度の改変 (消失) は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地 (並木東側) を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。

表 8.6-29 樹木の移植伐採選定の考え方

①	環境省指定の重点対策外来種や東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン(平成26年)」において生態系被害防止外来種リストに記載のある植物は伐採対象とする。
②	計画地内にある「記念樹」については、移植対象とする。ただし、移植先の確保が困難な場合は伐採を検討する。
③	上記①・②に該当しない樹木については、樹木医による樹木活力度調査と施設計画を照らし、現時点での存置・移植・伐採対象樹木を決定している。伐採対象樹木は樹勢不良 (活力度 C、D の樹木を含む)、樹木同士・現況建物等構造物との近接により、健全な根鉢の確保が困難なものを対象としているため、今後の詳細な調査により、健全な根鉢の確保が可能な樹木をより移植できるよう、また施設計画の深度化により樹木の扱いを再検討する。
④	樹木は生物であり、現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、今後再検討を行い移植伐採について決定する。

表 8.6-30 存置及び移植により保存する樹木の本数

活力度	存置	移植	伐採	合計
A	100	20	100	220
B	240	50	604	894
C	0	0	227	227
D	0	0	40	40
合計	340	70	971	1,381

注) 現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、表 8.6-29 に示す考え方で算定した存置・移植の本数のうち活力度 A 及び B のものについては 3 割程度減らした本数とし、活力度 C 及び D のものについては全て伐採樹木として扱った。

2) 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、樹林や草地を主たる生息地とする哺乳類のアズマモグラ、爬虫類のニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、バツタ目、コウチュウ目、ハエ目等の昆虫類や移動性の低い土壌動物等の生息地が一部改変される。現地調査の結果、計画地内では、アズマモグラ、ニホンカナヘビ、タマムシの3種の注目される種が確認されている(表8.6-31参照)。計画地内ではこれら注目種の大半の生息が確認されている緑地(並木東側)等のまとまった緑地が保全されるとともに、計画地周辺には、神宮外苑広場(御観兵榎)、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等まとまった緑地が存在しており、生息環境は残存すると予測する。また、別事業である隣接する聖徳記念絵画館周辺については改変が行われるものの、樹木を保存、移植することにより緑を保全する計画とされていることから、同様に生息環境は残存すると予測する。

また、本事業の植栽樹種は、計画地の植生の構成種を中心に選択するとともに、計画地の生息・生育基盤と調和する植栽計画としている。計画地内で確認されたコゲラ、シジュウカラ、ハクセキレイ等の鳥類、チョウ類やトンボ類等の昆虫等の飛翔能力のある種群については、上記の植栽計画により計画地内の生息環境は維持されるとともに、計画地周辺も含めた生息環境は残存すると予測する。

したがって、動物の生息にも配慮した植栽計画とするとともに、周辺地域も含めた動物相及び動物群集は維持されるものと考えられることから、動物相及び動物群集の変化の内容及び程度は小さいと予測する。

表8.6-31 注目される動物

No.	種類	目名	科名	種名	確認状況	保全計画
1	哺乳類	モグラ	モグラ	アズマモグラ	緑地(並木東側)の樹林地内に痕跡(塚)を確認	緑地の保全
2	爬虫類	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ	緑地(並木東側)の樹林内で確認	緑地の保全
3	昆虫類	コウチュウ	タマムシ	タマムシ	神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林内で確認	緑地の保全
計		3目	3科	3種		—

3) 生息(育)環境の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の一部が改変される。また、改変部付近に残存する樹林内では風や日射、温度、湿度等の気象要因が変化することにより、周辺の植物群落の生育環境と、移動性の低い動物相及び動物群集(昆虫類の幼虫、土壌動物等)の生息環境が変化するおそれがある。

事業の実施に当たっては、図8.6-4(p.320参照)に示すとおり、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木を保存するとともに、緑地(並木東側)や神宮外苑広場(建国記念文庫)等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画としている。なお、記念樹であるユズリハ(1本が現存)については移植する計画であり、生態系被害防止外来種リストに記載のあるトウネズミモチ(16本が現存)については伐採する計画である。

また、計画地周辺には、隣接する聖徳記念絵画館周辺、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の緑地に植栽樹群(混交、落葉広葉、常緑広葉)の植栽が広く残存する。

本事業においては、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本とし、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽する緑化計画とすることで、周辺地域を含む動植物の生育・生息環境は維持されるものとする。

したがって、生息(育)環境の変化の内容及び程度は小さいと予測する。

5) 都市域生態系の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、計画地内の樹林や草地が改変されることにより、生態系を構成する陸上植物、陸上動物が相互に係わる生育・生息環境の一部が改変されるが、事業の実施にあたっては、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木を保存するとともに、緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画としている。

また、計画地中央部に開放的な広場空間を整備し、その周辺の文化交流施設棟やラグビー場棟等も含めて芝生や高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行うとともに、動物の生息に配慮した植栽計画としている。計画地周辺には、隣接する聖徳記念絵画館周辺、神宮外苑広場（御観兵榎）等の緑地に植栽樹群（混交、落葉広葉、常緑広葉等）の植栽が広く残存する。本事業の植栽樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用も含め、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。

本事業においては、動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている並木東側の緑地を保存するとともに、文化交流施設棟やラグビー場の周辺の樹木の保全や新植等により、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種（神宮外苑創建時より植栽されているシイ・シラカシ樹群やケヤキ等を想定）を中心に植栽を行う。また、中位消費者であるオナガやコゲラといった鳥類が好むムクノキやクロマツなどの樹種を並木東側を中心に保存するとともに、現地調査において確認されているシラカシやツツジ科のオオムラサキ、カタバミ、アブラナなどの、ムラサキシジミやアゲハチョウ、ヤマトシジミ、モンシロチョウなどが好む植物を低木や草地で構成される文化交流施設棟周辺の緑地等に引き続き植栽し、動植物の生息（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出する。

なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟の北側に存置する既存樹木とともに文化交流施設棟の南側及び周辺に高木、中木、低木等さまざまな高さの植栽について新植等行う。新植等においては植える密度を変えて、数本の樹木をまとめて植える場所や、間隔を空けた明るい場所などを配置する。これにより樹林内の構造が複雑になり、高い所と低い所、明るい場所と暗い場所、乾いた場所と湿った場所など様々な空間特性が創出され、既往資料調査で確認されている例えばヒカゲチョウが好む薄暗い林等の緑陰空間などを創出する。

これらの緑地等は、並木東側から保存するいちょう並木や文化交流施設棟等と連続しており、緑及び生態系のネットワークは維持されるものと考え。また、これら計画地内の緑地は神宮外苑広場（御観兵榎）や隣接している別事業にて再整備する緑とのネットワークについても維持されるものと考え。なお、緑化計画の詳細については今後、港区緑化計画、港区緑化計画書の手引き及び新宿区緑化計画書制度等を参考に目標種の設定等を行い、生物多様性に配慮した計画とする。

したがって、周辺地域も含めた生態系は維持されるものと考えられることから、都市域生態系の変化の内容及び程度は小さいと予測する。

8.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく基本方針、「文化財保護法」に定める現状変更の制限、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定める規制を遵守すること等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は行われず、隣接する聖徳記念絵画館周辺についても樹木は保存、移植される計画となっていることから、生育・生息環境の改変は生じない。

工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は19.8%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は312,815m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。

事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量の多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木を全て保存する計画としている。一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。なお、記念樹であるユズリハ（1本が現存）については移植する計画であり、生態系被害防止外来種リストに記載のあるトウネズミモチ（16本が現存）については伐採する計画である。また、聖徳記念絵画館周辺の樹木については存置、移植、新植により保全される計画となっており、計画地との緑の連続性についても維持される。

本事業においては、動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている並木東側の緑地を保存するとともに、文化交流施設棟やラグビー場の周辺の樹木の保全や新植等により、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種（神宮外苑創建時より植栽されているシイ・シラカシ樹群やケヤキ等を想定）を中心に植栽を行う。また、中位消費者であるオナガやコゲラといった鳥類が好むムクノキやクロマツなどの樹種を並木東側を中心に保存するとともに、現地調査において確認されているシラカシやツツジ科のオオムラサキ、カタバミ、アブラナなどの、ムラサキシジミやアゲハチョウ、ヤマトシジミ、モンシロチョウなどが好む植物を低木や草地で構成される文化交流施設棟周辺の緑地等に引き続き植栽し、動植物の生息（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出することで、計画地周辺も含めた動植物の生息環境は維持保全されるものとする（表8.6-33参照）。

なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟の北側に存置する既存樹木とともに文化交流施設棟の南側及び周辺に高木、中木、低木等さまざまな高さの植栽について新植等を行う。新植等においては植える密度を変えて、数本の樹木をまとめて植える場所や、間隔を空けた明るい場所などを配置する。これにより樹林内の構造が複雑になり、高い所と低い所、明るい場所と暗い場所、乾いた場所と湿った場所など様々な空間特性が創出され、既往資料調査で確認されている例えばヒカゲチョウが好む薄暗い林等の緑陰空間などを創出する。

これらの緑地等は、並木東側から保存するいちよう並木や文化交流施設棟等と連続しており、緑及び生態系のネットワークは維持されるものとする。また、これら計画地内の緑地は神宮外

苑広場（御観兵榎）や隣接している別事業にて再整備する緑とのネットワークについても維持されるものとする。なお、緑化計画の詳細については今後、港区緑化計画、港区緑化計画書の引き及び新宿区緑化計画書制度等を参考に目標種の設定等を行い、生物多様性に配慮した計画とする。

工事の施行にあたっては、保存するいちょう並木や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存するいちょう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により施工者等と調整し、いちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。

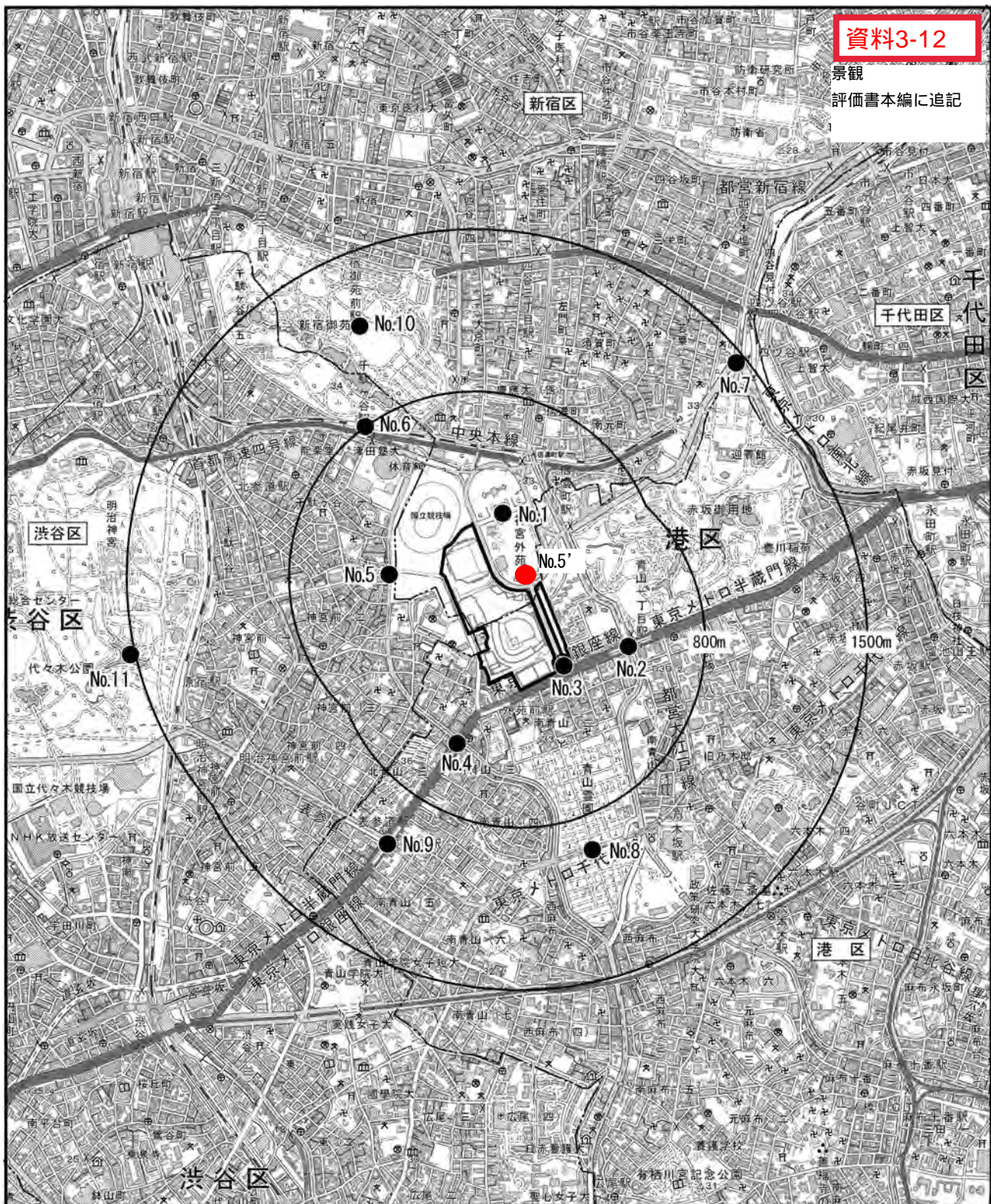
あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、現状と同様に多様な樹種に対応した適切な管理育成を引き続き行っていくとともに、文化交流施設棟の高さを抑えることにより日照を確保することで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものとする。また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」(p.346)において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものとする。野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。

以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

表8.6-33 保存・新植する緑地に期待される主な生態系の機能

環境区分		樹林環境	草地環境	市街地等
場所		並木東側、神宮外苑広場 (建国記念文庫)、文化交流 施設棟周辺 等	文化交流施設棟周辺、 広場 (計画地中央部) 等	事務所棟周辺、複合棟A周 辺、複合棟B周辺、野球場棟 及び球場併設ホテル棟周辺 等
生態系 構成要素	最上位 消費者	哺乳類：タヌキ	哺乳類：タヌキ	—
	上位 消費者	鳥類：ハシブトガラス	鳥類：ハシブトガラス	鳥類：ハシブトガラス
	中位 消費者	哺乳類：アズマモグラ、ヒナ コウモリ科 鳥類：コゲラ、オナガ、シ ジュウカラ 等 爬虫類：ニホントカゲ クモ類：ジョロウグモ、コカ ニグモ 等	哺乳類：アズマモグラ、ヒナ コウモリ科 鳥類：メジロ、ヒヨドリ、 ツバメ 等 爬虫類：ニホンカナヘビ クモ類：ネコハエトリ 等	哺乳類：ヒナコウモリ科 鳥類：ツバメ、スズメ 等 爬虫類：ニホンヤモリ クモ類：キンイロエビグモ 等
	下位 消費者	鳥類：キジバト 昆虫類：アゲハチョウ、タマ ムシ、モリチャバネ ゴキブリ、ムラサキ シジミ、コクワガタ、 トガリバアカネトラ カミキリ 等	昆虫類：オンブバッタ、モン シロチョウ、ヤマト シジミ	昆虫類：ツマグロオオヨコバ イ、ナミアゲハ、モ ンシロチョウ
	生産者	植物：ムクノキ、クロマツ、 エノキ、ケヤキ、ス ダジイ、クスノキ、 アオギリ、オオムラ サキ、ヒマラヤスギ、 イチョウ 等	植物：カタバミ、アブラナ、 11シバ、ネズミムギ、 イヌムギ、カゼクサ、 オオバコ、ヒメムカ シヨモギ、オオアレ チノギク 等	植物：イチョウ、ケヤキ 等



<p>凡例</p> <p> 計画地</p> <p> 区界</p> <p>● 景観調査地点 (No.1~11)</p> <p>注) No. 5' については 資料編 p. 241 に掲載。</p>	<p>近景域</p> <p>No.1 聖徳記念絵画館前広場</p> <p>No.2 青山一丁目交差点</p> <p>No.3 青山二丁目交差点</p> <p>No.4 南青山三丁目交差点</p> <p>No.5 仙寿院交差点</p> <p>No.5' 噴水広場</p> <p>中景域</p> <p>No.6 千駄ヶ谷駅</p> <p>No.7 四谷中学校前交差点</p> <p>No.8 青山墓地中央交差点</p> <p>No.9 表参道交差点</p> <p>No.10 新宿御苑</p> <p>遠景域</p> <p>No.11 明治神宮内苑</p>	<p>N</p> <p>S = 1 / 25,000</p>
	<p>図8.10-1 景観調査地点 (代表的な眺望地点の調査)</p>	




現況		
工事の完了後		
<p>現況：計画地の南東約 230m の青山二丁目交差点からの眺望である。中央に特例都道四谷角筈線が通っており、その両側は神宮外苑いちょう並木となっている。中央奥には聖徳記念絵画館が視認できる。</p> <p>工事の完了後：並木に隣接して計画建築物（野球場棟）が出現する。計画建築物が視野に占める割合は現況とほぼ変わらない。</p>	 <p>野球場棟</p>	

写真 8.10-3 眺望の状況 (No. 3 : 青山二丁目交差点)



注) 計画については今後変更の可能性がある。

【参考】写真2.7-1(1) 眺望の状況（青山二丁目交差点付近）



注) 計画については今後変更の可能性はある。

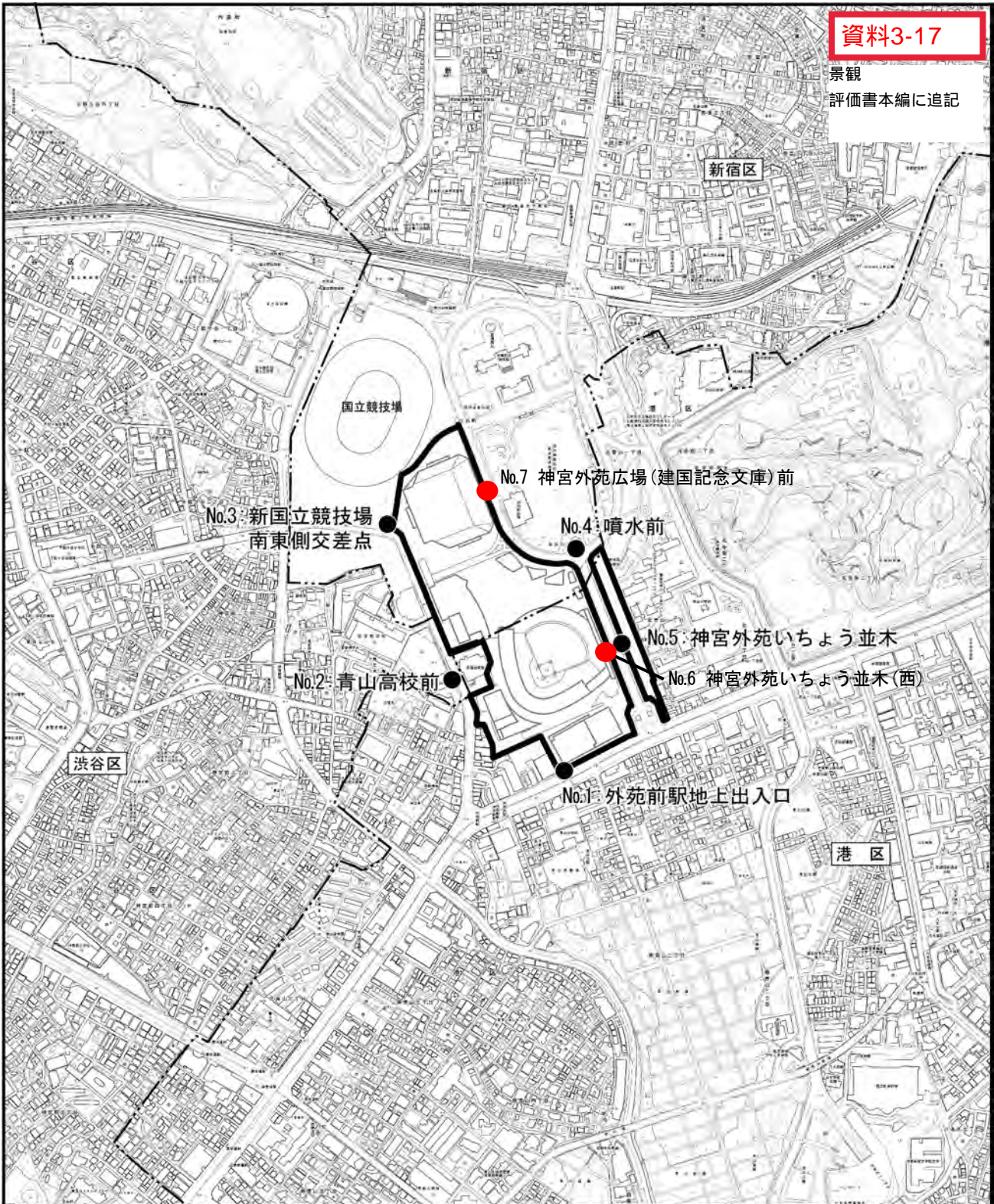
【参考】写真2.7-2(1) 眺望の状況(噴水広場)




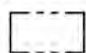

注1) 計画については今後変更の可能性がある。

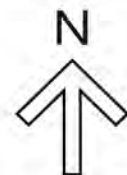
注2) 聖徳記念絵画館前広場は別事業であり、イメージである。

【参考】写真2.7-3 眺望の状況（聖徳記念絵画館前広場、別事業の計画を反映）



凡例

-  計画地
-  区界
-  圧迫感調査地点 (No.1~7)



S=1/12,000

0 100 200 300m



注) No. 6~7 については資料編 p. 243~244 に掲載。

図8.10-2 景観調査地点 (圧迫感の調査)



〔現 況〕



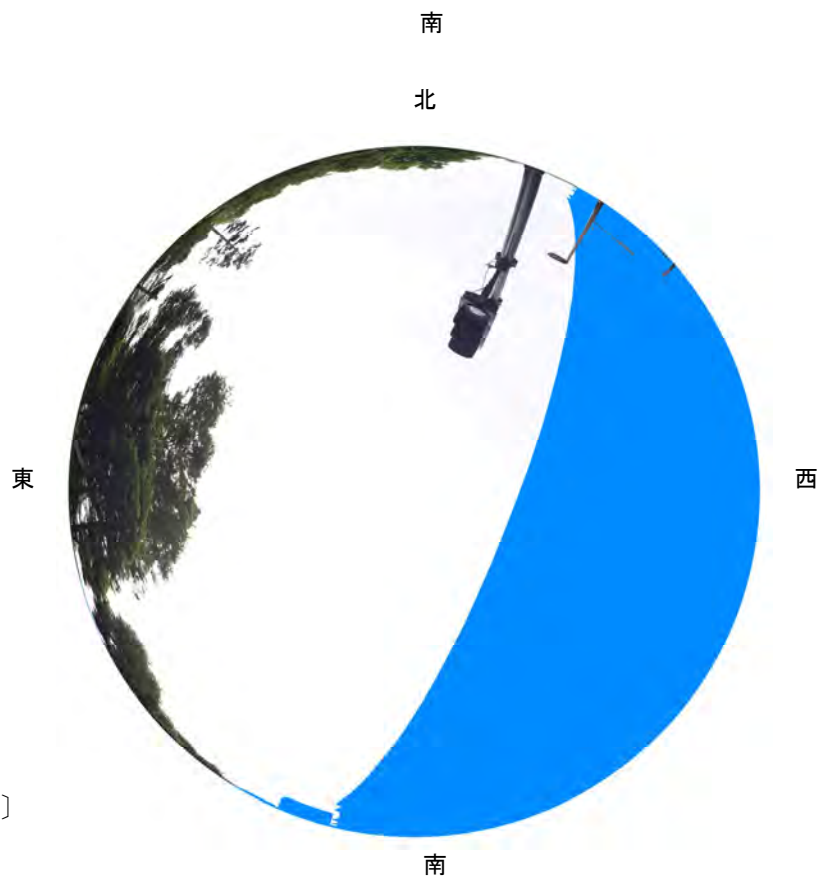
〔工事の完了後〕

現 況：計画地内の既存建築物が見える。地域全体の形態率は0.24%である。
工事の完了後：西側に計画建築物(野球場棟)が見える。地域全体の形態率は1.91%となり、現況と比較して1.67ポイントの増加となる。

写真 2.7-4 圧迫感の変化 (No.6：神宮外苑いちよう並木 (西))



〔現 況〕



〔工事の完了後〕

注) ラグビー場棟手前に新植する予定の樹木はモンタージュに反映していない。

現 況：計画地内の既存建築物が見える。地域全体の形態率は3.83%である。

工事の完了後：西側に計画建築物(ラグビー場棟)が見える。地域全体の形態率は36.64%となり、現況と比較して32.81ポイントの増加となる。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等のまとまった樹木がある場所からは、樹木の存在によりラグビー場棟などの計画建築物は眺望できないと考えられる。また、野球場棟の防球ネットやスコアボード、照明等の高さについてはいちょう並木の高さに配慮するとともに、落葉期にこれらが眺望できることに配慮し、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとする。また、防球ネットについては安全性を考慮した上で透過性等の詳細を検討する。これらの配慮を行うことで、青山二丁目交差点からの眺望に著しい影響を与えない計画としている。

中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな都市的な景観要素となり、明治神宮外苑地区の新たな顔として眺望景観を形成するものと考えられる。

以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、現況のまとまりのある緑も維持・保全されており、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区」の景観形成の目標、「新宿区景観形成ガイドライン」に示されている「新宿御苑みどりと眺望保全地区」の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成等の基本理念との整合が図られるものとする。

3) 圧迫感の変化の程度

圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大 10.87 ポイント程度増加するものと考えられる。

計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとする。

計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進する（図 8.10-3）。これらにより、計画建築物による圧迫感の低減に努める。

以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものとする。



図 8.10-3 緑化のイメージ（広場）

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

自然との触れ合い活動の場までの利用経路のうち、いちよう並木を通る経路及びいちよう並木を経由し聖徳記念絵画館へ至る経路は、本事業の工事中には、工事用車両の出入り動線と交差することにより、利用者への影響が考えられる。

工事中は、工事用車両の出入口に交通整理員を配置することにより、周囲の歩道の円滑な通行を確保する計画である。

工事の施行にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に留意するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。あわせて、既存樹木の移植等に際して周辺の歩道が通行できなくなる場合は迂回路を設置し、歩行者の通行に支障がないよう配慮する。

工事の施行中においては、工事の段階に応じて計画地内を通り抜けできるように、歩行者動線を確保する（図8.12-5参照）。これについては、工事着工から神宮球場解体までの間、神宮球場北側及び南側を歩行可能な状態に保つとともに、神宮球場解体着工時には野球場棟及び球場併設ホテル棟のデッキを歩行可能とするなど、計画地内を常に東西方向に通り返けが可能となるよう配慮する。なお、計画地外周の歩道については引き続き歩行可能となる計画である。

現在、神宮外苑いちよう並木側とスタジアム通り側を繋ぐ歩行者通路等が存在せず、東西方向の繋がりが希薄なため、工事の完了後においては、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る。また、主要な歩行者ネットワーク上には原則、バリアフリーに配慮した回遊性の向上、歩道状空地及び広場の整備を図るとともに、南北通路の新設による大規模スポーツ施設の来訪者の周辺駅への分散を図ることによって、スポーツ施設の観客の円滑な動線を確保する（図8.12-6参照）。

したがって、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響は及ばないと予測する。

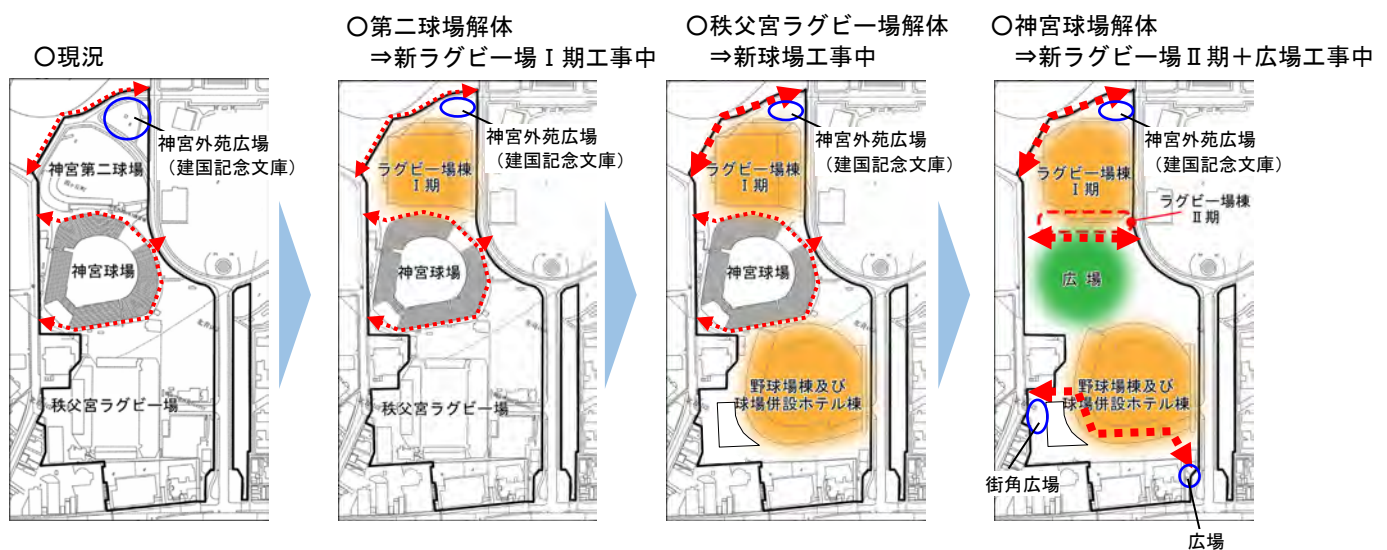
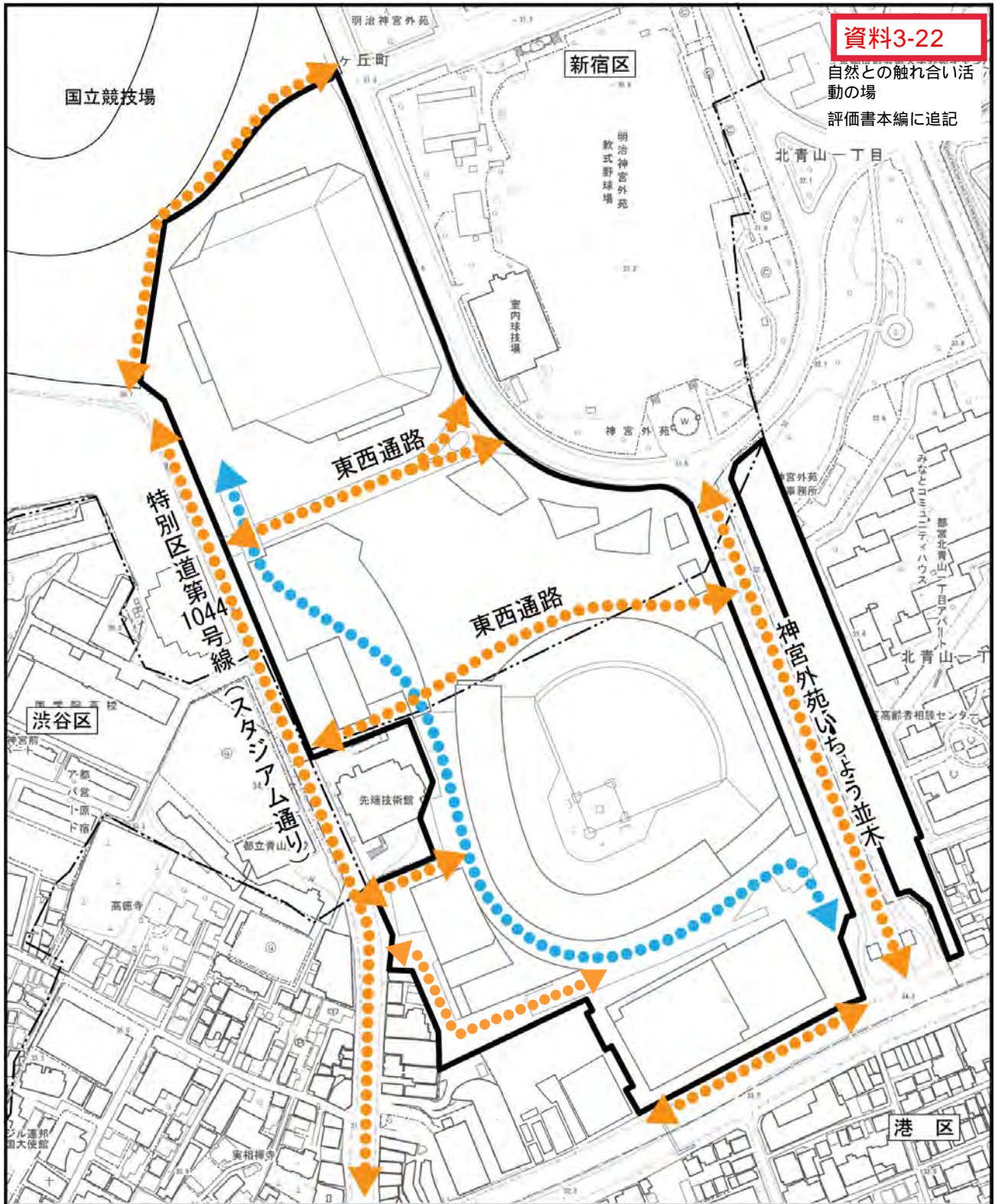




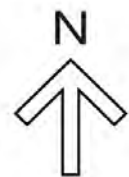


図 8.12-5 工事の施行中における歩行者動線及び広場の確保イメージ図



凡例

-  計画地
-  区界
-  歩行者動線(地上レベル)
-  歩行者動線(デッキレベル)



S=1/4,000

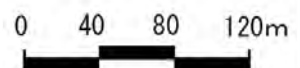


図6.2-7 歩行者動線計画

2) 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度

創建当初からの歴史を継承し、絵画館前広場を中心にそれを取り囲むスポーツ施設や緑地、広場を再生、創出する計画である。

本事業の実施により、神宮外苑広場（建国記念文庫）等、明治神宮外苑の一部が改変されるが、工事の施行にあたっては創建当初から存在する青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く4列のいちょう並木を保存するとともに緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残し、自然との触れ合いの場の保全に努める計画である（図8.6-4（p.320参照））。

また、段階的に整備していく各施設については、施設に付帯した緑地や広場についても合わせて順次供用していく計画である。ラグビー場棟は施設北側に引き続き神宮外苑広場（建国記念文庫）と施設西側に街角広場を、事務所棟は施設外周部への植栽や屋上緑化、壁面緑化を整備する。野球場棟は南北通路（デッキ）を、複合棟Aは施設外周部への植栽や街角広場を整備する（図8.12-5参照）。

工事の完了後については、図6.2-8（p.27参照）及び図6.2-9（p.29参照）に示したとおり計画地中央に、芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間を整備する。これにより、再整備を行う神宮外苑広場（建国記念文庫）とともに、その周辺の文化交流施設棟やラグビー場棟等も一体で利用できるまとまりのある緑空間が創出される。緑化にあたっては、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽することで動植物の生息（育）に配慮するとともに、歩行者動線と連携し芝生や高木を配置し、新たな緑地を創出する計画である。この緑空間には四方からのアクセスが可能であり、計画施設の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい回遊性の高い自然との触れ合い活動の場になると考える。

あわせて、緑地（並木東側）の緑豊かな空間を維持し保全に努めるとともに、存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考ええる。

したがって、自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化は小さいと予測する。

8.12.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は「東京都及び港区、新宿区、渋谷区が定めた計画、要綱等の中で設定している自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針」とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

本事業の工事中には、自然との触れ合い活動の場までの利用経路のうち、いちよう並木を通る経路及びいちよう並木を経由し聖徳記念絵画館へ至る経路と工事用車両の出入り動線と交差することにより、利用者への影響が考えられるが、工事用車両の出入口に交通整理員を配置することにより、周囲の歩道の円滑な通行を確保する計画である。

工事の施行にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に留意するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。あわせて、既存樹木の移植等に際して周辺の歩道が通行できなくなる場合は迂回路を設置し、歩行者の通行に支障がないよう配慮する。

工事の施行中においては、工事の段階に応じて計画地内を通り抜けできるように、歩行者動線を確保する。これについては、工事着工から神宮球場解体までの間、神宮球場北側及び南側を歩行可能な状態に保つとともに、神宮球場解体着工時には野球場棟及び球場併設ホテル棟のデッキを歩行可能とするなど、計画地内を常に東西方向に通り抜けが可能となるよう配慮する。なお、計画地外周の歩道については引き続き歩行可能となる計画である。

現在、神宮外苑いちよう並木側とスタジアム通り側を繋ぐ歩行者通路等が存在せず、東西方向の繋がりが希薄なため、工事の完了後においては、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る。また、主要な歩行者ネットワーク上には原則、バリアフリーに配慮した回遊性の向上、歩道状空地及び広場の整備を図るとともに、南北通路の新設による大規模スポーツ施設の来訪者の周辺駅への分散を図ることによって、スポーツ施設の観客の円滑な動線を確保する。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えている。

2) 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度

創建当初からの歴史を継承し、絵画館前広場を中心にそれを取り囲むスポーツ施設や緑地、広場を再生、創出する計画である。

本事業の実施により、神宮外苑広場（建国記念文庫）等、明治神宮外苑の一部が改変されるが、工事の施行にあたっては創建当初から存在する青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く4列のいちょう並木や、緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）といったまとまった緑が現在に至るまで存在しており、これらの既存樹木を存置もしくは移植により極力残し、自然との触れ合いの場の保全に努める計画である。

また、段階的に整備していく各施設については、施設に付帯した緑地や広場についても合わせて順次供用していく計画である。ラグビー場棟は施設北側に引き続き神宮外苑広場（建国記念文庫）と施設西側に街角広場を、事務所棟は施設外周部への植栽や屋上緑化、壁面緑化を整備する。野球場棟は南北通路（デッキ）を、複合棟Aは施設外周部への植栽や街角広場を整備する。

工事の完了後には、計画地中央に、芝生及び高木植栽による緑豊かなまとまりのある広場空間を整備する。これにより、再整備を行う神宮外苑広場（建国記念文庫）とともに、その周辺の文化交流施設棟やラグビー場棟等も一体で利用できるまとまりのある緑空間が創出される。緑化にあたっては、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に植栽することで動植物の生息(育)に配慮するとともに、歩行者動線と連携し芝生や高木を配置し、新たな緑地を創出する計画である。この緑空間には四方からのアクセスが可能であり、計画施設の利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい回遊性の高い自然との触れ合い活動の場になると考える。

あわせて、緑地（並木東側）の緑豊かな空間を維持し保全に努めるとともに、存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものとする。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものとする。